

平成30年度教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成31年3月28日（木）
開会：午前10時00分 閉会：午前10時15分
- 2 開催場所 教育委員会室2
- 3 会議次第
○議案第18号 大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 出席委員等
船見教育長、日渡委員、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 事務局出席者
丹羽教育次長、西村政策監、木澤教育監、山崎教育総務課指導主事、西本同課主事、柴原いじめ対策推進室長、井上同室主幹
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言

○議案第18号 大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○柴原いじめ対策推進室長 「大津市子どものいじめの防止に関する条例」の施行に関し必要な事項を定めた「大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（以下、「規則」）」の一部を改正するものである。

改正内容としては2点ある。1点目は、規則第2条第2項の「相談調査専門員の役割」について、いじめに関する相談等の対応、及び、大津の子どもをいじめから守る委員会が行う調査等の補佐のほか、市長が必要と認める事務、と規定されているが、このうち、守る委員会が行う調査等の補佐、を削除するものである。理由として、既に被害者からの相談等の対応に当たっている相談調査専門員が、並行して、守る委員会が行う調査等の補佐役を行うことは、特に加害者側の立場から見たときに、中立・公平性に欠けるためである。また、いじめ対策推進室（以下、「室」）に相談のあった事案について、室から守る委員会に適宜報告し助言等を得るが、その時点で、事案の対応主体が、室の職員としての相談調査専門員なのか、守る委員会の補佐としての相談調査専門員なのか不明確となっていたため、室の相談調査専門員として主体となって対応していこうとするものである。

2点目は、規則第3条第5項の「いじめ事案の情報の提供」について、現在の規則では、いじめに関する情報は、室は「守る委員会の意見を聴いた上で、児童生徒支援課に提供する」、としているが、これを「必要と認めるときは、教育委員会事務局の関係課その他の関係機関に提供する」と改正するものである。理由として、いじめ事案の対応にあたっては、いじめが深刻な状態にならないよう、迅速な対応が求められるが、現在は、室が関係機関と情報共有するには、守る委員会を開催し意見を聴くことが必要で、かなりの時間を要することとなり、調整が遅れ、相談者に不利益をもたらす可能性がある。そのため、相談者の同意のある場合や利益になると判断される場合には、守る委員会を経ずに、教育委員会の児童生徒支援課や学校教育課のほか、児童相談所など関係機関に情報を提供できるようにするものである。

また、上記改正に併せて一部文言について、整合を図る修正を行う。施行は平成31年4月1日を予定している。

【質疑】 なし

【採決】 可決

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言